

災害等緊急時における対応について（令和7年9月改定）

豊橋市立栄小学校

1 豊橋市に「暴風・暴風雪警報」等が発表された場合

(1) 豊橋市に『暴風・暴風雪警報』発表がされている場合

①登校前に警報が発表された場合

午前6時00分までに警報が解除されたときは、平常どおり授業を行う。

午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日の授業は行わない。

②登校後に警報が発表された場合

- ア 台風の中心位置、進行速度および方向、気象状況等より判断し、全児童を安全に帰宅させることができると判断したときは、当日の授業を中止して「緊急時児童引き取りカード」の方法ですみやかに下校させる。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離などにより帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保する。学校に残した児童は、校内の最も安全な場所に集め、その旨を「デンタツくん」にて保護者に連絡する。安全が確保でき下校が可能なときは、下校時の迎えの混雑や電話等の混乱を回避するため、「デンタツくん」にて下校ならびに、引き取り開始時刻を保護者に知らせる。

(2) 豊橋市に『大雨・洪水・大雪警報』が発表されている場合

①登校前に警報が発表された場合

ア 原則として平常どおり授業を行う。

イ 状況に応じて授業の有無、授業開始時間を決定する。

ウ 必要に応じて中学校区内の小中学校と連携をとる。

エ 保護者が子どもの安全を考え登校を見合せると判断した場合、校長が合理的な理由と認めたうえで欠席扱いにはしない。

②登校後に警報が発表された場合

ア 原則として平常どおり授業を行う。

イ 状況に応じて授業の継続または中止を決定する。中止する際は、以下の避難行動に移る。

a 児童を校内に留めおき、安全を確保する。。

b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、「デンタツくん」により保護者に知らせる。

(3) 豊橋市に大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、中学校区内に警戒レベル3以上が発令されている場合

〈警戒レベル3（「高齢者等避難」）が発令〉

① 登校前に発令された場合

ア 通学路の状況等により、授業の有無、授業開始時刻を決定し、「デンタツくん」にて保護者に知らせる。原則として、平常どおり授業を行う。

イ 必要に応じて、中学校区内の小中学校で連携をとる。

ウ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合（例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」）には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもある。

エ 保護者が子どもの安全を考え登校を見合せると判断した場合、校長が合理的な理由と認めたうえで欠席扱いにはしない。

② 登校後に発令された場合

ア 気象情報を把握とともに、交通機関および通学路の状況などから判断し、授業の継続または中止を決定する。下校時刻の変更措置をとるときには、「デンタツくん」にて保護者に知らせる。

イ 状況の悪化が見込まれるときは直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移る。

a 児童を校内に留めおき、安全を確保する。

b 「引き取り下校」や「通学団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、「デンタツくん」にて保護者に知らせる。

〈警戒レベル4（「避難指示」）が発令〉

① 登校前に発表された場合

- ア 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行わない（臨時休校）。
- イ 地方気象台で大雨による被害の可能性について予測された場合（例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」）には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもある。その場合には「デンタツくん」にて保護者に知らせる。

② 登校後に発表された場合

- ア 直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移る。
 - a 児童を校内に留めおき、安全を確保する。
 - b 「引き取り下校」や「通学団下校」「校内留めおき」など、児童の安全確保に関する対応については、中学校区内の小中学校で連携を図ったうえで決定し、「デンタツくん」等で保護者に知らせる。
- ※避難指示が出ている地域が含まれている学校は、原則、児童だけでの下校はさせない。
- c 児童を校内に留めおいた場合は、警報解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、保護者を含め児童を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

2 豊橋市に「大雨・暴風・波浪・高潮・暴風雪・大雪」の

特別警報が発表された場合

① 登校前に発令された場合

- ア 登校させない
- イ 特別警報解除後も、災害の状況及び今後の気象予報等の情報収集、通学路の安全確認を行う。児童を安全に登校させうると判断できるまでは登校させない。「デンタツくん」にて保護者に知らせる。
- ウ 必要に応じて中学校区内の小中学校と連携をとる。

② 登校後に発令された場合

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集ならびに児童の生命および安全を確保する最善の対応（学校留めおき、外部への避難場所の移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- イ 児童を校内に留めおいた場合は、特別警報解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

3 地震の場合

（1）「南海トラフ地震臨時情報」の発表された場合

① 登校前に発表された場合

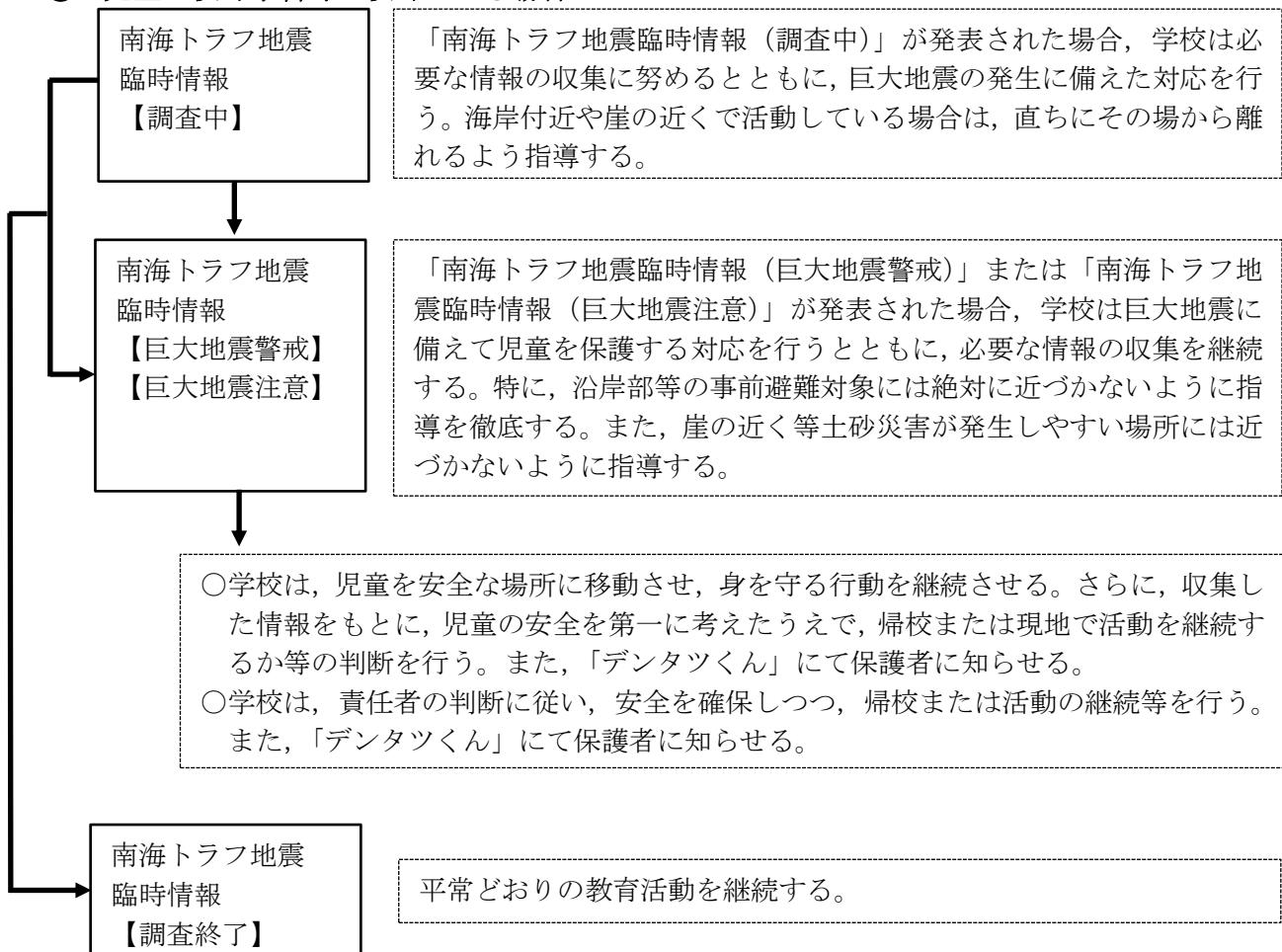
配備基準	対応
南海トラフ地震 臨時情報 【調査中】	<ul style="list-style-type: none">・学校は続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常どおり授業を続ける。・速やかに地震への備え、発生時の対応について学校は再確認する。
南海トラフ地震 臨時情報 【巨大地震注意】	<ul style="list-style-type: none">・学校は続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常どおり授業を続ける。・保護者の緊急連絡先の再確認、児童の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認、施設の防災点検等、後発地震の発生に備える対応を行う。・土砂災害等により後発地震発生後では避難が間に合わないと校長が判断する場合は、休校とし、「デンタツくん」にて保護者に知らせる。

南海トラフ地震 臨時情報 【巨大地震警戒】	・「巨大地震注意」と同様の対応をする。ただし、校外学習については、中止（延期）とする。
-----------------------------	---

② 登下校に発表された場合

配備基準	対応
南海トラフ地震 臨時情報 【調査中】	・学校は続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常どおり授業を続ける。 ・速やかに地震への備え、発生時の対応について学校は再確認する。
南海トラフ地震 臨時情報 【巨大地震注意】	・学校は続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常どおり授業を続ける。 ・保護者の緊急連絡先の再確認、児童の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認、施設の防災点検等、後発地震の発生に備える対応を行う。 ・土砂災害等により後発地震発生後では避難が間に合わないと校長が判断する場合は、児童の引き渡し等を適宜商談する。その場合には、「デンタツくん」で保護者に知らせる。
南海トラフ地震 臨時情報 【巨大地震警戒】	・「巨大地震注意」と同様の対応をする。ただし、校外学習については、中止（延期）とする。

③ 児童が校外学習等で校外にいる場合



(2) 突然に大きな地震が起き、甚大な被害が出た場合

① 在校中

保護者による「引き取り・引き渡し」を実施する。通学団下校は行わない。

② 登下校中

安全な場所に避難し待機する。安全が確保でき次第、登校中は学校へ、下校中は自宅へ向かう。

③ 家庭にいる場合

学校から教育活動の再開（登校の指示）があるまでは自宅待機をする。
※教育活動の再開については、「デンタツくん」にて保護者に知らせる。

4 地震にともなう津波発生の場合

(1) 愛知県外海に大津波警報、伊勢・三河湾に大津波警報や津波警報が発表され、中学校区内に警戒レベル4（「避難指示」）が発令されている場合

① 登校前に発表された場合

- ア 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日授業を行わない（臨時休校）。
- イ 警戒レベルが発令されている間、学校は臨時休校の措置をとるとともに災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努める。

② 登校後に発表された場合

- ア 直ちに授業を中止し、以下の避難行動をとる。

- a 児童を校内に留めおき、安全を確保する。

- b 「引き取り下校」や「通学団下校」「校内留めおき」等、児童の安全確保に関する対応については、中学校区内の小中学校で連携を図ったうえで決定し、「デンタツくん」にて保護者に知らせる。

※避難指示が出ている地域が含まれる学校は、原則、児童だけでの下校はさせない。

- c 児童を校内に留めおいた場合、学校は警報解除後も災害の状況および気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、保護者を含め児童を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

5 その他の緊急時の下校について

※「緊急時」とは不審者の侵入、その他の要因で児童の安全を確保する必要がある場合

- ・引き取り下校を実施する際は、開始時刻や引き渡し方法、場所等を「デンタツくん」で連絡する。
- ・突発的な災害や事件等で、引き渡しの場所・方法・送迎の手段の変更が想定されるため、（建物破損により運動場待機・徒歩での引き取り等）小学校の指示に従うよう、家庭へ事前に周知徹底をする。

※児童クラブについて

<休校の場合>……………閉所

<授業終了後に保護者引き取り下校となった場合>……………閉所

<授業終了後に集団一斉下校となった場合>……………開所